

## 松戸市まち・ひと・しごと創生懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく市町村まち・ひと・しごと総合戦略及びその前提となる地方人口ビジョン（以下「総合戦略等」という。）の策定等にあたり、各界の有識者から意見を聴くため、松戸市まち・ひと・しごと創生懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### (参加者への依頼事項)

第2条 懇談会参加者は次に掲げる事項を行う。

- (1) 総合戦略等の策定にあたり、意見を述べること。
- (2) 総合戦略等の検証にあたり、意見を述べること。
- (3) その他、地方創生に必要な事項について、意見を述べること。

### (会議)

第3条 懇談会は、必要に応じて市長が開催する。

2 懇談会に欠席する参加者は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

### (会議の公開)

第4条 懇談会は、原則として公開するものとする。

### (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、松戸市総合政策部政策推進課が処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。